年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会平成29年7月25日答申分

○答申の概要

(1)	年金記録の訂正の必要があるとするも	の	0件
(2)	年金記録の訂正を不要としたもの		1件
	厚生年金保険関係	1件	

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700008 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700026 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和42年3月3日から昭和44年4月1日まで

A社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、当該期間に受け取っていた給与額より も低い額となっている。

請求期間当時、給与は3万円の現金入りの封筒を渡されており、それが私の標準報酬月額と思っているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が提出した請求期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書」によると、当該通知書に記載された標準報酬月額はいずれも請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が遡及して訂正されるなどの不自然な形跡も見受けられない。

また、A社は、請求者に係る賃金台帳等を保管しておらず、請求者の給与から控除していた 厚生年金保険料額は不明である旨回答している上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の 資料を保管しておらず、請求期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき る者に照会したが、請求者の主張を裏付ける回答及び陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。